平成２２年（フ）第７２２３号
大阪市旭区高殿４丁目10番11号
債務者　髙橋　健一
1　決定年月日時　平成23年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７６３５号
大阪市都島区内代町１丁目10番９号
債務者　近藤ヒサヱ
1　決定年月日時　平成23年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８５５８号
大阪市福島区海老江７丁目18番17号　ヴィラデスト303号
債務者　白土　　翔
1　決定年月日時　平成23年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８７０９号
大阪府門真市千石西町９番50―304号
債務者　黒沢　　守
1　決定年月日時　平成23年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８９９１号
大阪府茨木市上穂積１丁目２番７―808号
債務者　茂木　秀人
1　決定年月日時　平成23年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９０７７号
大阪府箕面市箕面２丁目１番５号
債務者　濵中　雅之
1　決定年月日時　平成23年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９２８０号
大阪市住吉区我孫子東３丁目７番９―704号
債務者　栢野　幸子
1　決定年月日時　平成23年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９３１３号
大阪市城東区新喜多東１丁目８番40―305号
債務者　安武　徳喜
1　決定年月日時　平成23年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９４６７号
大阪府吹田市千里丘下15番42号
債務者　武田　欣之
1　決定年月日時　平成23年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９４７７号
大阪府寝屋川市高柳１丁目３番４号
債務者　田中　栄樹
1　決定年月日時　平成23年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９４８４号
大阪市北区本庄東２丁目５番13号　中野荘203号室、前住所大阪市都島区友渕町１丁目３番17―107号
債務者　上野　愛花（旧姓清原）
1　決定年月日時　平成23年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９７１６号
大阪府枚方市田口山１丁目35番５―408号
債務者　大野　千鶴
1　決定年月日時　平成23年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９７９２号
大阪市東成区深江北１丁目１番３号　深江橋プラザ603号
債務者　青木　明彦
1　決定年月日時　平成23年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９７９６号
大阪市港区弁天３丁目１番28―209号
債務者　福岡　　睦
1　決定年月日時　平成23年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９８１５号
大阪市東淀川区豊里６丁目11番19号　コーポ細谷402号
債務者　遠山美代子
1　決定年月日時　平成23年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９９４５号
大阪府枚方市渚東町40番７号
債務者　平良八重子
1　決定年月日時　平成23年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９９４８号
大阪府枚方市南船橋２丁目６番６―510号
債務者　尾崎　　昇
1　決定年月日時　平成23年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５号
大阪市福島区吉野４丁目14番15号　リッチマンション
債務者　久保　恭子
1　決定年月日時　平成23年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部